

全世界向け 緊急調達スタンバイ契約および緊急輸送スタンバイ契約 について

スライド	内容
2	緊急調達スタンバイ契約／緊急輸送スタンバイ契約の目的
3	緊急調達スタンバイ契約／緊急輸送スタンバイ契約の業務の枠組み
4	緊急調達スタンバイ契約／緊急輸送スタンバイ契約の契約相手先選定までの流れ
5	緊急調達スタンバイ契約／緊急輸送スタンバイ契約の調達相手先選定方法

スタンバイ契約の目的・形態

- 大規模な自然災害や、物的・人的被害を伴う紛争等、平常時と大きく異なる想定外の事態が発生した場合に備え、物資の調達及び輸送業務それぞれについて、見積取り付け先の範囲と選定ルールを予め定め体制を整えておくことにより、上述の状況下で生じる緊急な物的ニーズに迅速に対応することを目指すもの
- このために、「緊急**調達**スタンバイ契約」「緊急**輸送**スタンバイ契約」の2種類の契約を締結する。前者の契約相手方は、国際緊急援助隊関連物品等、予め調達予定物品の範囲を定めておく物品対象の「タイプA」、それ以外の物品対象の「タイプB」に分けて選定する。「タイプA」「タイプB」両方の契約相手方として選ばれることもありうる。

【スライド2】 緊急調達スタンバイ契約/緊急輸送スタンバイ契約の業務の枠組み

緊急調達スタンバイ契約

タイプA：対象・・・国際緊急援助隊関連物品等

- (1) 契約形態：複数者（商社など数社程度）と機材調達基本契約書（単価契約）を締結。

	契約①	契約②	・・・	契約⑤	契約⑥
契約相手先	商社A社	商社B社	・・・	商社E社	商社F社
機材、出荷地、納入場所・機材金額	当初契約書では定めない。（定期的に受注者が提出する見積書に基づき、必要な際に見積合わせで調達相手先を選定する。）				

- (2) 契約相手先選定方法：企画競争
- 過去の緊急納入実績、実施体制等を評価。
 - プロポーザル評価の結果、迅速に機材供与ができると評価された者（数社程度を想定）と契約締結。
- (3) 調達相手先選定方法：見積合わせ
- 上記の契約相手先から、**JICAがあらかじめ指定する物品リストに基づく見積書を、原則として月1回、提出。**
 - 緊急事態発生時には、**見積もり記載の物品から安価な物品の調を個々の社に確認・依頼する。**

（オプション）機材調達の受注者が、JICA側の希望するタイミングでの輸送が可能な場合は、オプションとして輸送契約を追加する。

タイプB：対象・・・その他緊急ニーズ対応物品

- (1) 契約形態：複数者（商社など10社程度）と機材調達基本契約書を締結。

	契約①	契約②	・・・	契約⑨	契約⑩
契約相手先	商社A社	商社B社	・・・	商社I社	商社J社
機材、出荷地、納入場所・機材金額	当初契約書では定めない。（定期的に発注者が提示する緊急ニーズ対応物品リストから、受注者が調達可能な物品リストを提出。緊急事態発生時に、契約相手のうち、必要な物品を調達可能とした社に見積もり作成・提出を依頼し、見積合わせで調達相手先を選定する。）				

- (2) 契約相手先選定方法：企画競争
- 過去の緊急輸送実績、実施体制、調達可能物品の種類等を評価。
 - プロポーザル評価の結果、迅速に機材供与ができると評価された者（商社など10社程度）と契約締結。
- (3) 調達相手先選定方法：見積合わせ
- 上記の契約相手先から、JICAが緊急時ニーズを考慮したリストの中から**迅速な調達が可能な物品のリストを定期的に提出。**
 - 緊急事態発生時には、**JICAが必要と判断した物品を調達可能とした社に見積作成・提出を依頼。**見積作成依頼時に、希望する納期の目途を明示。**納期に合う見積の中から、見積合わせで選定。**

（オプション）機材調達の受注者が、JICA側の希望するタイミングでの輸送が可能な場合は、オプションとして輸送契約を追加する。

緊急輸送スタンバイ契約

- (1) 契約形態：複数者（輸送会社5社程度）と業務委託基本契約書を締結。

	契約①	契約②	契約③	契約④	契約⑤
契約相手先	輸送会社V社	輸送会社W社	輸送会社X社	輸送会社Y社	輸送会社Z社
輸送対象機材、出荷地、仕向け地	当初契約書では定めない（対象機材、容量・重量、出荷地、仕向け地が確定した時点で、輸送希望日の目途を示して、見積作成・提出を依頼。提出された見積による見積合わせで、相手先を選定する）				

- (2) 契約相手先選定方法：企画競争
- 過去の緊急輸送実績、実施体制、輸送可能地域等を評価。
 - プロポーザル評価の結果、迅速に機材輸送ができると評価された者（輸送会社5社程度）と契約締結。

- (3) 業務委託相手先選定方法：見積合わせ
- 緊急事態発生後、輸送対象物品が確定した時点で、契約相手先に「輸送参考情報」を提供。
 - 緊急調達契約が確定し、**対象物品、容量・重量、出荷地、仕向け地が確定した時点で、輸送希望日の目途を示して、見積作成を依頼。**提出された見積による**見積合わせで業務委託先を選定する。**
 - 外貨で計上されていて、見積上日本円で換算されている経費については、原則として、見積時及び請求時ともに、①JICA統制レート（見積依頼時に提示）、または、②国際取引用に公開されている金融機関の為替レート、のいずれかを用いて、積算するものとする。

【スライド3】 契約相手先選定までの流れ

JICA

(調達) 機材調達基本契約書
 (輸送) 業務委託基本契約書

調達スタンドバイ契約
①

A社

調達スタンドバイ契約
②

B社

調達スタンドバイ契約
⑨

I社

調達スタンドバイ契約
⑩

J社



緊急の機材供与のニーズ発生

契約概要

(1) 契約形態：

- ・ 調達スタンドバイ契約（タイプA、タイプBともに）：機材調達基本契約書
- ・ 輸送スタンドバイ契約：業務委託基本契約書
- ・ 調達スタンドバイ、輸送スタンドバイともに、通常の契約約款をベースに、契約金額は記載せず、契約金額内訳書も添付しない。後述する調達相手先選定プロセスについて、業務仕様書に付記する。

(2) 契約締結予定件数

- ・ 調達スタンドバイ契約（タイプA）：5, 6件程度
- ・ 調達スタンドバイ契約（タイプB）：10件程度
- ・ 輸送スタンドバイ契約：5, 6件程度

(3) 契約相手先選定方法：企画競争

- ・ 過去の緊急対応実績、実施体制、迅速に納入可能な機材ラインナップや輸送対応ネットワーク等を評価。
- ・ プロポーザル評価の結果、迅速に機材供与ができると評価された複数社と契約締結。

(4) その他：

- ・ 契約期間は2023年12月～2027年3月までを想定。

JICA

①即時発注

Or

②見積合わせで選定・発注

納入

調達スタンドバイ契約
①

A社

調達スタンドバイ契約
②

B社

調達スタンドバイ契約
⑨

I社

調達スタンドバイ契約
⑩

J社

(5) 緊急事態発生前の状況での（調達相手先選定前の）業務内容

1) 調達スタンドバイ契約（タイプA）：

- ・ 定期的に、契約相手先は発注者に対して「見積書」を提出。予め発注者が指定する物品のうち、迅速に納入可能な物品名、銘柄、出荷地、納期、単価などを明記。

2) 調達スタンドバイ契約（タイプB）：

- ・ 受注者は、迅速な納入が可能である物品・資機材について、物品名と銘柄を記載した（価格などは不記載）「リスト」を定期的に発注者に提出する。

3) 輸送スタンドバイ契約：特になし

【スライド4】緊急調達スタンバイ契約/緊急輸送スタンバイ契約の調達相手先選定方法

緊急調達スタンバイ契約（タイプA：国際緊急援助隊関連物品等）

(1) 緊急事態発生前：

- ・前頁（5）の1）の通り、定期的（原則として1か月に1回程度。ただし、提出済みの内容に変更が生じた場合は、随時提出可）に契約相手先から発注者に対して「見積書」を提出。予め発注者が指定する国際緊急援助隊関連物品リストのうち、迅速に納入可能な物品名、銘柄、出荷地、納期、単価などを明記する。

緊急の機材供与のニーズ発生

(2) 緊急事態発生後

- ・緊急事態が発生し、緊急の調達が必要となった時には、既に提出されている最新の見積もり記載の物品から、調達予定の物品の価格が安価である社に対して、発注書を送付し、発注請書の返を以て、調達契約相手として選定する。
- ・原則として、納入後一括後払い。
- ・納期、納入場所等について、特別な要求がある場合は、タイプBに準じた取り扱いとする。

（オプション）機材調達の受注者が、JICA側の希望するタイミングでの輸送が可能な場合は、オプションとして輸送契約を追加する。

緊急調達スタンバイ契約（タイプB：その他緊急ニーズ対応物品）

(1) 緊急事態発生前：

- ・前頁（5）の2）の通り、契約相手先は、迅速な納入が可能である物品・資機材について、物品名と銘柄を記載した（価格などは不記載）「リスト」を定期的に（変更が生じた場合は随時）発注者に提出する。

緊急の機材供与のニーズ発生

(2) 緊急事態発生後：

- ・緊急事態発生時には、JICAが**必要と判断した物品を調達可能とした社に見積作成・提出を依頼。**見積作成依頼時に、希望する納期の目途を明示。その他納入場所・出荷国等の条件についても明示して見積もりを依頼する。
- ・納期に間に合う見積りの中から、**見積り合わせで調達相手先を選定。**
- ・**前払いを認めるか否か等の支払条件については、見積り依頼時に提示する。**

（オプション）機材調達の受注者が、JICA側の希望するタイミングでの輸送が可能な場合は、オプションとして輸送契約を追加する。

緊急輸送スタンバイ契約

(1) 緊急事態発生前：

- ・前頁（5）の3）の通り、契約相手先として選定された企業が、緊急輸送のニーズ発生前に何か求められる対応はない。

緊急の機材供与のニーズ発生

(2) 緊急事態発生後：

- ・緊急事態発生後、輸送対象物品が確定した時点で、契約相手先に「輸送参考情報」を提供。
- ・緊急調達契約が確定し、**対象物品、容量・重量、出荷地、仕向け地が確定した時点で、輸送希望日の目途を示して、見積り作成を依頼。**提出された見積りによる**見積り合わせで業務委託先を選定**する。
- ・選定した相手先に、発注書を送付。相手先からの発注請書に記載の輸送予定日を確認し、問題なければ、契約締結する。
- ・原則として、仕向け地到着後、一括後払い
- ・米ドル及びユーロの円換算レートについては、見積り時及び支払い請求時にJICA統制レート（見積り依頼時に提示）または国際取引用に公開されている金融機関の為替レートを用いて円換算額とする。